

# 教職員の働き方改革プラン2019

**国の動向**  
○働き方改革関連法の成立(労働安全衛生法の改正)(H30.6)  
→労働時間の状況を把握することが事業者の義務として明記  
○文部科学省「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の策定(H31.1)  
→時間外勤務の上限の日安時間を「原則1月45時間・1年360時間」

**現状**  
○県立学校において長時間勤務を行っている教職員の割合 ※平成30年度の最繁忙月(5月)  
【月80時間超】25% 【月45時間超】60%

基本目標

時間外勤務時間(※)が月45時間以内となることを目指しつつ、まずは、時間外勤務時間が月80時間を超える教職員をゼロにする

## 1 長時間勤務・多忙化解消に向けた取組の推進

### 勤務時間管理の徹底と勤務時間を意識した働き方の推進

- ◎退勤時刻の設定
- ◎基本となる開錠・施錠時刻の設定と手法の検討
  - 全県的な時間外の留守番電話対応の実施
  - タイムマネジメント研修等の実施

### 業務内容の不断の見直し

- ◎ICT機器の整備・活用(教材・指導案等の共有化)

### 部活動指導に係る負担軽減

- ◎高等学校部活動ガイドラインを踏まえた適切な休養日の設定
  - 単独指導や単独引率できる「部活動指導員」の配置
- ※配置に当たっては教員の負担軽減効果を考慮

### 学校を支える体制の整備

- スクールカウンセラー等の外部専門人材の配置拡大
- ◎農業高等学校における農場管理の支援
- 学校運営協議会を活用した地域との連携(業務の削減や役割分担の見直し)

## 2 ハラスメントとメンタル不調等の速やかな察知と解決

### ハラスメント等の速やかな察知と解決

- ハラスメント等の防止に向けた研修の充実(独自教材の開発)
- ハラスメント等に関する専用相談窓口の設置

### 教職員の心身の健康づくりの支援

- ラインケア充実のための研修や啓発の実施

## 3 働きやすい環境づくりに向けたマネジメント力向上と組織体制の確立

### 管理職等のマネジメント力の向上

- 学校における労務管理や危機管理等に関する研修の実施

## 4 市町村教育委員会の取組の働きかけ

### 平成31年度の重点項目

- 休日も含めた正確な勤務時間の把握
- 月80時間を超える時間外勤務者に対する心身の健康状態の確認の徹底
- 部活動における週2日以上休養日の設定等

※時間外勤務時間＝文部科学省のガイドラインに定める「在校等時間」から県の条例で定める「正規の勤務時間」を減じた時間